

KDDI Area Ethernet(エネルギーコム)サービス
契約約款

令和3年4月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総 則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供区域等

- 第4条 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供区域等

第3章 契 約

- 第5条 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの品目
- 第6条 契約の単位
- 第7条 共同イーサネット通信網契約
- 第8条 アクセス回線の終端
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 イーサネット通信網契約申込の方法
- 第11条 イーサネット通信網契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第13条 契約者数の変更
- 第14条 品目の変更
- 第15条 アクセス回線の移転
- 第16条 アクセス回線の異経路
- 第17条 契約者回線等の利用の一時中断
- 第18条 その他の契約内容の変更
- 第19条 利用権の譲渡
- 第20条 契約者が行うイーサネット通信網契約の解除
- 第21条 当社が行うイーサネット通信網契約の解除
- 第22条 その他の提供条件

第4章 契約者回線群の設定等

- 第23条 契約者回線群の設定
- 第24条 契約者が行う契約者回線群の変更
- 第25条 当社が行う契約者回線群の変更
- 第26条 契約者回線群の廃止

第5章 付加機能

- 第27条 付加機能の提供
- 第28条 付加機能の廃止

第6章 端末設備の提供等

- 第29条 端末設備の提供
- 第30条 端末設備の移転

第31条 端末設備の利用の一時中断

第7章 回線相互接続

第32条 当社又は他社の電気通信回線の接続

第33条 他社接続回線の相互接続

第34条 他社接続回線接続変更

第35条 接続休止

第36条 削除

第8章 利用中止及び利用停止

第37条 利用中止

第38条 利用停止

第9章 KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの利用の制限

第39条 KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの利用の制限

第40条 他社接続回線による制約

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第41条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第42条 定額利用料の支払義務

第43条 手続きに関する料金の支払義務

第44条 工事費の支払義務

第45条 線路設置費の支払義務

第46条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算等

第47条 料金の計算方法等

第48条 料金等支払いの連帯責任

第4節 割増金及び延滞利息

第49条 割増金

第50条 延滞利息

第11章 保 守

第51条 契約者の維持責任

第52条 契約者の切分責任

第53条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

第54条 責任の制限

第55条 免責

第13章 雑 則

- 第56条 利用権に関する事項の証明
- 第57条 承諾の限界
- 第58条 利用に係る契約者の義務
- 第59条 他人に使用させる場合の契約者の義務
- 第60条 契約者からのアクセス回線及び端末設備の設置場所の提供等
- 第61条 KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの
技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第62条 契約者の氏名等の通知
- 第63条 協定事業者からの通知
- 第64条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第65条 協定事業者によるKDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスに
関する料金等の回収代行
- 第66条 法令に規定する事項
- 第67条 閲覧
- 第68条 附帯サービス

別記

料金表

通則

- 第1表 KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの料金
- 第2表 工事に関する費用
- 第3表 附帯サービスに関する料金

別 表

基本的な技術的事項

附 則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社指定のホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するほか、その他の用語については、株式会社エネルギー・コミュニケーションズのIP通信網サービス契約約款（以下「IP通信網約款」といいます。）第3条（用語の定義）の規定によります。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット区域通信収容網	1の単位料金区域（株式会社エネルギー・コミュニケーションズが別に定める同一県内の区域をいいます。）内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット県内通信収容網	同一県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備であって、イーサネット区域通信収容網以外のもの

5 イーサネット県間通信收容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備であって、イーサネット区域通信收容網及びイーサネット県内通信收容網以外のもの
6 イーサネット通信收容網	イーサネット区域通信收容網、イーサネット県内通信收容網、又はイーサネット県間通信收容網
7 イーサネット県内通信中継網	同一県内のイーサネット区域通信收容網を相互に接続する機能を有する電気通信回線設備
8 イーサネット県間通信中継網	イーサネット県内通信中継網を相互に接続する機能を有する電気通信回線設備
9 イーサネット通信中継網	イーサネット県内通信中継網及びイーサネット県間通信中継網
10 KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービス	イーサネット通信收容網、又はイーサネット区域通信收容網及びイーサネット県内通信中継網、若しくはイーサネット区域通信收容網及びイーサネット通信中継網を使用して行う電気通信サービス
11 イーサネット通信網サービス取扱局	株式会社エネルギー・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービス契約約款に定めるイーサネット通信網サービス取扱局
12 イーサネット通信網サービス取扱所	KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの契約事務を行う当社の事業所
13 イーサネット通信網契約	当社からKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの提供を受けるための契約
14 契約者	当社とイーサネット通信網契約を締結している者
15 收容局設備	イーサネット通信收容網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備
16 区域通信限定收容局設備	イーサネット区域通信收容網に係る收容局設備であって、イーサネット通信中継網を使用できないもの
17 県内中継局設備	イーサネット県内通信中継網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備
18 県間中継局設備	イーサネット県間通信中継網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備
19 相互接続点	株式会社エネルギー・コミュニケーションズと株式会社エネルギー・コミュニケーションズ以外の電気通信事業者（電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者、又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（株式会社エネルギー・コミュニケーションズが株式会社エネルギー・コミュニケーションズ以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に

	関し締結した協定をいいます。以下同じとします。) に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
20 協定事業者	株式会社エネルギア・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービス契約約款に定める協定事業者
21 他社接続回線	株式会社エネルギア・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービス契約約款に定める他社接続回線
22 アクセス回線	イーサネット通信網契約に基づいて当社が指定する収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
23 第1種アクセス回線	株式会社エネルギア・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービス契約約款に定める第1種アクセス回線
24 第2種アクセス回線	他社接続回線との相互接続により設置するアクセス回線
25 県内中継回線	イーサネット区域通信収容網に係る収容局設備と県内中継局設備間に設置される電気通信回線
26 県間中継回線	県内中継局設備と県間中継局設備間に設置される電気通信回線
27 契約者回線	アクセス回線、県内中継回線、又は県間中継回線
28 契約者回線等	アクセス回線、区域通信限定収容局設備、県内中継回線、又は県間中継回線群
29 契約者回線群	イーサネット通信収容網を使用して相互に通信を行うことができる契約者回線から構成される回線群、又はイーサネット区域通信収容網及びイーサネット県内通信中継網を使用して相互に通信を行うことができる契約者回線から構成させる回線群、並びにイーサネット区域通信収容網及びイーサネット通信中継網を使用して相互に通信を行うことができる契約者回線から構成される回線群
30 端末設備	アクセス回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
31 第1種アクセス回線等	株式会社エネルギア・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービス契約約款に定める第1種アクセス回線等
32 アクセス回線等	株式会社エネルギア・コミュニケーションズのイーサネ

	ット通信網サービス契約約款に定めるアクセス回線等
33 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
34 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
35 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及びイーサネット通信網端末等の接続の技術的条件
36 収容区域	1のイーサネット通信網サービス取扱局にアクセス回線を収容する区域
37 加入区域	1のイーサネット通信網サービス取扱局の収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを提供する区域
38 区域外	1のイーサネット通信網サービス取扱局の収容区域のうち加入区域以外のもの
39 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの提供区域等

（KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの提供区域等）

第4条 当社のKDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 契 約

(KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの品目)

第5条 KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの料金) に規定する品目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、区域通信限定收容局設備を使用しない場合にあっては、契約者回線 (アクセス回線又は県内中継回線に限ります。) 1回線ごと又は県間中継回線群 (県間通信中継網を使用して相互に通信することができる県間中継回線で構成される回線群をいいます。以下同じとします。) 1回線群ごとに、区域通信限定收容局設備を使用する場合にあっては、契約者回線群1回線群ごとに1のイーサネット通信網契約を締結します。

(共同イーサネット通信網契約)

第7条 当社は、区域通信限定收容局設備を使用しない場合にあっては、1の契約者回線等について、区域通信限定收容局設備を使用する場合にあっては、1の契約者回線群について契約者が2人以上となるイーサネット通信網契約 (以下「共同イーサネット通信網契約」といいます。) を締結します。

(アクセス回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に配線盤等を設置し、これをアクセス回線の終端とします。

2 当社は、前項のアクセス回線の終端に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの料金) に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(イーサネット通信網契約申込の方法)

第10条 イーサネット通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの品目

- (2) 第1種アクセス回線に係るKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの申込みにあつては、その第1種アクセス回線の終端の場所
- (3) 第2種アクセス回線に係るKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの申込みにあつては、その第2種アクセス回線に係る他社接続回線のサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称
- (4) 契約者回線群
- (5) その他KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの内容を特定するために必要な事項

（イーサネット通信網契約申込の承諾）

第11条 当社は、イーサネット通信網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのイーサネット通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) アクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第2種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第2種アクセス回線に係る他社接続回線について契約を締結している者との者とならないとき、その他他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (3) イーサネット通信網契約の申込みをした者がKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 契約者回線群がないとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、そのイーサネット通信網契約の申込みが料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金）第1（イーサネット通信網契約に関するもの）1（適用）（2）に規定する高速デジタル伝送方式にかかるものであるときは、その申込みを承諾しません。

（最低利用期間）

第12条 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスについては、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にイーサネット通信網契約の解除、アクセス回線の移転又はKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの品目の変更があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（契約者数の変更）

第13条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書（第10条（イーサネット通信網契約申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（品目の変更）

第14条 契約者は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの品目の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（アクセス回線の移転）

第15条 契約者は、アクセス回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点と相互接続点以外の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（アクセス回線の異経路）

第16条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、そのアクセス回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その契約者回線等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（その他の契約内容の変更）

第18条 契約者は、第10条（イーサネット通信網契約申込の方法）第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用権の譲渡）

第19条 契約者がイーサネット通信網契約に基づいてKDDI Area Ethernet（エネル

ギアコム) サービスの提供を受ける権利(以下「利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりイーサネット通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者がKDDI Area Ethernet(エネルギーコム)サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 共同イーサネット通信網契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての契約者の同意がないとき。

(3) 第2種アクセス回線に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその第2種アクセス回線に係る他社接続回線を設置した協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行うイーサネット通信網契約の解除)

第20条 契約者は、イーサネット通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行うイーサネット通信網契約の解除)

第21条 当社は、第38条(利用停止)の規定により利用停止をされた契約者回線等について、契約者がなおその事実を解消しない場合は、その契約者回線等に係るイーサネット通信網契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第36条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでその契約者回線等に係るイーサネット通信網契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのイーサネット通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第22条 イーサネット通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

第23条 契約者は、契約者回線群を指定し、イーサネット通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線等の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、イーサネット通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 4 当社は、第3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、ネットワーク番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者が行う契約者回線群の変更)

第24条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合におけるネットワーク番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(当社が行う契約者回線群の変更)

第25条 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線群及びネットワーク番号の変更を行うことがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者回線群の廃止)

第26条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 契約者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線等の解除があった場合であって、第24条（契約者が行う契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更がないとき。

(3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信網契約について、次の場合を除き、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、イーサネット通信網契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金）に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行なうことがあります。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線について、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第32条 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介してそのアクセス回線と株式会社エネルギア・コミュニケーションズ又は株式会社エネルギア・コミュニケーションズ以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する株式会社エネルギア・コミュニケーションズ又は株式会社エネルギア・コミュニケーションズ以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 契約者は、その接続について、第1項の規定によりイーサネット通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線の相互接続)

第33条 当社は、他社接続回線と接続するイーサネット通信網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線接続変更)

第34条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在位置において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第35条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協

定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスについて、接続休止とします。

ただし、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスについて接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者にそのことを通知します。
- 3 そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット通信網契約は解除されたものとして取り扱います。この場合は、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係る契約者にそのことを通知します。

第36条 削除

第8章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第37条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 相互接続協定に基づき、第2種アクセス回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第39条（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用の制限）の規定により、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第38条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第58条（利用に係る契約者の義務）又は第59条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は株式会社エネルギー・コミュニケーションズの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) アクセス回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用の制限

（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの利用の制限）

第39条 当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

（他社接続回線による制約）

第40条 契約者は、他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表等に規定するところにより、他社接続回線を利用することができない場合においては、その他社接続回線に係る第2種アクセス回線を利用することはできません。

2 削除

第10章 料 金 等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第41条 当社が提供するKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金は、アクセス回線に係る料金（アクセス回線料及び加算額）、区域通信限定収容局設備に係る料金（区域通信限定収容局設備料）、県内中継回線に係る料金（県内中継回線料）、県間中継回線群に係る料金（県間中継回線群料）、付加機能にかかる料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第42条 契約者は、そのイーサネット通信網契約に基づいて当社がKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備の提供についてはその提供を開始した日)から起算して、イーサネット通信網契約の解除があった日(付加機能又は端末設備の提供についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、定額利用料(料金表第1表(KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの料金)に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除き、KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを全く利用できない状態(そのイーサネット通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービス(そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての定額利用料
区 分	時 間
(1) (2)、(3)、(4) 以外の場合	12時間
(2) 第1種アクセス回線(イーサネット伝送方式に係るも	1時間

のに限ります。)の場合		
(3) 第2種アクセス回線 (インターネット伝送方式に係るものに限ります。)の場合	24時間	
(4) 県内中継回線、県間 中継回線群の場合	1時間	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。		そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービス (そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての定額利用料
3 アクセス回線等の移転又は他社接続回線変更に伴って、KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを利用できなくなった期間が生じたとき (契約者の都合によりKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)		利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービス (そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの一部を全く利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての定額利用料

- 3 第1項の期間において、契約者がKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じた場合の定額利用料の支払いは、次によります。
- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスに係る定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社接続回線と相互に接続するKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを全く利用できない状態 (その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスについての定額利用料

<p>下この条において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスと相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者又は当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービス (そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての定額利用料</p>
<p>3 KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービス (そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての定額利用料</p>

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 5 第2項および第3項の規定にかかわらず、そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスに係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第43条 契約者は、KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第44条 契約者は、イーサネット通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1 (工事費) に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この節において「解除等」といいます。) があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは

、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第45条 契約者は、次の場合には料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します

- （1）第1種アクセス回線の終端が区域外となるイーサネット通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- （2）第1種アクセス回線の終端が区域外にある第1種アクセス回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- （3）移転後の第1種アクセス回線の終端が区域外となる第1種アクセス回線の移転（移転後の第1種アクセス回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における第1種アクセス回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第46条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、第1種アクセス回線等の工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- （1）異経路の請求をし、その承諾を受けたとき。
- （2）現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要するKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの申込み（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの品目の変更、第1種アクセス回線の移転の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額としま

す。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第47条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第48条 共同イーサネット通信網契約を締結している各契約者は、その契約者について支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第49条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第50条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保 守

(契約者の維持責任)

第51条 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第52条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がアクセス回線に接続されている場合であって、そのアクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、イーサネット通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験によりアクセス回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第53条 当社は、株式会社エネルギア・コミュニケーションズの設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第37条（KDDI Area Ethernet（エネルギアコム）サービスの利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記12に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、株式会社エネルギア・コミュニケーションズの設置した電気通信設備を修理又は復旧する時は、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者がその協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（第42条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、）に対応するそのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める定額利用料の額（そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料の額）に限り、）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第55条 当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社に故意又は重大な過失がない限り、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（イーサネット通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、

現にアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑 則

(利用権に関する事項の証明)

第56条 利用権に関する事項の証明については、別記10に定めるところによります。

(承諾の限界)

第57条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係るアクセス回線が第2種アクセス回線である場合において、その第2種アクセス回線に係る他社接続回線の協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第58条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社がイーサネット通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第59条 契約者はそのアクセス回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、そのアクセス回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、そのアクセス回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、

そのアクセス回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのアクセス回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのアクセス回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第51条（契約者の維持責任）
- イ 第52条（契約者の切分責任）
- ウ 別記5（自営端末設備の接続）
- エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記7（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からのアクセス回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第60条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第61条 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを利用する上で参考となる別記13の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（契約者の氏名等の通知）

第62条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限り）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第63条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾して頂きます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第64条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者

の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の義務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者によるKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスに関する料金等の回収代行)

第65条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第66条 KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から別記9に定めるところによります。

(閲覧)

第67条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(附帯サービス)

第68条 KDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記11及び14に定めるところによります。

別記

1 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供区域

KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスは、次に掲げる提供区域におけるアクセス回線の終端相互間、アクセス回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間において提供します。KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供区域株式会社エネルギー・コミュニケーションズの契約約款に定める提供区域（KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。）と同じとします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うイーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。）又は建物内において、当社がアクセス回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社がイーサネット通信網契約に基づいて設置する回線接続装置等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、アクセス回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を使用して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線の終端において、又はその終端に接続されてい

る電気通信設備を使用して、アクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、そのアクセス回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、アクセス回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア イーサネット通信網契約の申込みの承諾年月日

イ 契約者の住所又は居所及び氏名

ウ アクセス回線の終端のある場所

エ そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの種類及び品目その他その利用権を特定するための事項

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

- （2）利害関係人は、（1）の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、契約事務を行うイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスに係る事項について、手続きの代行を行います。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る設備条件

- (1) 物理的条件
- (2) 光学的条件
- (3) 電気的条件
- (4) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

14 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供するイーサネット通信網契約に係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。
ただし、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る料金（加算額に限ります。）及び工事に関する費用については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がそのイーサネット通信網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りをします。
 - (1) 暦月の初日以外の日により契約者回線等又は端末設備等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日によりイーサネット通信網契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
 - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日によりKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (4) 第40条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に契約者回線等又は端末設備等の提供を開始し、その日にそのイーサネット通信網契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
- 4 3の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別な事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月分以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額)

- 10 第40条(定額利用料の支払義務)から第44条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に規定する税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、KDDI Area Ethernet(エネルギーコム)サービスの延滞利息については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨をお知らせします。

(実費の算定方法)

- 12 当社は、この約款に規定する料金及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、当社が別に定める基準に基づいて算定します。

(料金等の請求)

- 13 KDDI Area Ethernet(エネルギーコム)サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金

第1 イーサネット通信網契約に関するもの

1 適用

KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金の適用については、第42条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容	
(1) 收容区域及び加入区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的・経済的・地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して收容区域及び加入区域を設定します。	
(2) アクセス回線における区分及び方式に係る料金の適用	当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの料金を適用するにあたって、次表のとおり、アクセス回線において、区分及び方式を定めます。	
	ア アクセス回線の区分	
	区 分	内 容
	アクセス回線A	契約の申込者が指定する場所とイーサネット区域通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線
	アクセス回線B	契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線
	アクセス回線C	契約の申込者が指定する場所とイーサネット県間通信收容網に係る收容局設備との間に設置されるアクセス回線
	削除	削除
備 考		
1 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット通信網サービス取扱局の收容区域内に限ります。		
2 契約者は、第14条（品目の変更）の規定にかかわらず、区分が異なるアクセス回線間での品目変更は請求することはできません。		
3 区分の異なるアクセス回線間では、相互に通信することはできません。ただし、接続アクセス回線とアクセス回線C間はこの限りではありません。		
4 契約者は、アクセス回線の区分の変更を請求することはできません。		
イ アクセス回線の方式		
方 式	内 容	
イーサネット伝送方式	別表の1に規定するユーザ・網インタフェースに係る電気通信回線を使用するもの	
高速デジタル伝送方式	協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス（Yインタフェース	

	<p>式 のもの及び多重アクセスを利用するものを除きます。)に係る他社接続回線と相互に接続した電気通信回線を使用するもの</p>																																																		
	<p>備考 1 イーサネット伝送方式は、アクセス回線Aに係る10Mb/sの品目及び接続アクセス回線を除き、第1種アクセス回線に限り提供いたします。 2 高速デジタル伝送方式は、第2種アクセス回線により提供いたします。 3 削除 4 契約者は、第14条(品目の変更)の規定にかかわらず、伝送方式の異なるアクセス回線間での品目変更は請求することはできません。 5 削除</p>																																																		
<p>(3) 品目に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。 (ア) アクセス回線の品目 a アクセス回線Aのもの</p> <table border="1" data-bbox="459 940 1407 1191"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">イーサネット伝送方式</td> <td rowspan="3">第1種アクセス回線に係るもの</td> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">削除</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、1Gb/sの品目に係るアクセス回線Aの終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</p> <p>b アクセス回線Bのもの</p> <table border="1" data-bbox="459 1361 1407 1998"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">イーサネット伝送方式</td> <td rowspan="13">第1種アクセス回線に係るもの</td> <td>0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Mb/s</td> <td>9Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		内 容		イーサネット伝送方式	第1種アクセス回線に係るもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの	削除				品 目		内 容		イーサネット伝送方式	第1種アクセス回線に係るもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目		内 容																																																	
イーサネット伝送方式	第1種アクセス回線に係るもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
削除																																																			
品 目		内 容																																																	
イーサネット伝送方式	第1種アクセス回線に係るもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
		30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																		

		50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
高速デジタル伝送方式	第2種アクセス回線に係るもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの

c アクセス回線Cのもの

品 目		内 容	
イーサネット伝送方式	第1種アクセス回線に係るもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		1 Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの		
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの		

		400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
高速デジタル伝送方式	第2種アクセス回線に係るもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの

d 削除

(イ) 県内中継回線の品目

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備 考

- 1 県内中継回線の契約にあたっては、その県内中継回線の所属するイーサネット区域通信収容網を使用してその県内中継回線と相互に通信することができる単独のアクセス回線A、又はアクセス回線Aから構成される相互に通信を行うことができる回線群に対して当社が別に定める数の県内中継回線に限り提供します。
- 2 県内中継回線の契約にあたっては、その県内中継回線に所属するイーサネット区域通信収容網において県内中継回線の品目を超えるアクセス回線Aの品目が含まれない場合、及びアクセス回線Aに1Gb/sの品目のものが含まれない場合に限り提供します。

(ウ) 県間中継回線群の品目

品 目	内 容
20Mb/s	県間中継回線の合計品目が20Mb/sのもの
30Mb/s	県間中継回線の合計品目が30Mb/sのもの
40Mb/s	県間中継回線の合計品目が40Mb/sのもの
50Mb/s	県間中継回線の合計品目が50Mb/sのもの
60Mb/s	県間中継回線の合計品目が60Mb/sのもの
70Mb/s	県間中継回線の合計品目が70Mb/sのもの
80Mb/s	県間中継回線の合計品目が80Mb/sのもの
90Mb/s	県間中継回線の合計品目が90Mb/sのもの
100Mb/s	県間中継回線の合計品目が100Mb/sのもの
110Mb/s	県間中継回線の合計品目が110Mb/sのもの
120Mb/s	県間中継回線の合計品目が120Mb/sのもの
130Mb/s	県間中継回線の合計品目が130Mb/sのもの
140Mb/s	県間中継回線の合計品目が140Mb/sのもの

150Mb/s	県間中継回線の合計品目が150Mb/sのもの
160Mb/s	県間中継回線の合計品目が160Mb/sのもの
170Mb/s	県間中継回線の合計品目が170Mb/sのもの
180Mb/s	県間中継回線の合計品目が180Mb/sのもの
190Mb/s	県間中継回線の合計品目が190Mb/sのもの
200Mb/s	県間中継回線の合計品目が200Mb/sのもの
250Mb/s	県間中継回線の合計品目が200Mb/sを超える250Mb/sまでのもの
300Mb/s	県間中継回線の合計品目が250Mb/sを超える300Mb/sまでのもの
350Mb/s	県間中継回線の合計品目が300Mb/sを超える350Mb/sまでのもの
400Mb/s	県間中継回線の合計品目が350Mb/sを超える400Mb/sまでのもの
450Mb/s	県間中継回線の合計品目が400Mb/sを超える450Mb/sまでのもの
500Mb/s	県間中継回線の合計品目が450Mb/sを超える500Mb/sまでのもの
550Mb/s	県間中継回線の合計品目が500Mb/sを超える550Mb/sまでのもの
600Mb/s	県間中継回線の合計品目が550Mb/sを超える600Mb/sまでのもの
650Mb/s	県間中継回線の合計品目が600Mb/sを超える650Mb/sまでのもの
700Mb/s	県間中継回線の合計品目が650Mb/sを超える700Mb/sまでのもの
700Mb/sを超える50Mb/sごとに2200Mb/sまでの品目	県間中継回線の合計品目が700Mb/sまでのものに、700Mb/sを超える50Mb/sまでごとに、50Mb/sの速度の値を加算したもの

備 考

- 1 県間中継回線の設定にあたっては、その県間中継回線の所属するイーサネット県内通信中継網を使用してその県間中継回線と相互に通信することができる単独の県内中継回線、又は県内中継回線から構成される相互に通信を行うことができる回線群に対して当社が別に定める数の県間中継回線に限り提供します。
- 2 県間中継回線群の合計品目とは、相互に通信することができる県間中継回線の品目（その県間中継回線が所属する県内通信中継網を使用して相互に通信することができる県内中継回線の品目を合計したものをいいます。）の合計値をいいます。

イ 契約者回線は、イーサネット通信収容網又はイーサネット通信中

継網で網ふくそうが発生していない場合においてアに規定する符
 伝送が可能なものとしします。

ウ 当社は、契約者回線群の変更について、同じ区分のアクセス回
 線相互間、又は県内中継回線相互間に限り提供します。

エ KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係る料金額
 は、次の区分があります。

プラン	区 分	適 用
プラン A	イーサネット 区域通信收容 網を使用してK DDI Area Ethe rnet（エネル ギアコム）サ ービスを利用 する場合	（ア） 1の単位料金区域でKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サー ビスを利用する場合には、 2（料金額）の（1）の①とそのイー サネット通信網契約に応じて（2 ）を適用します。 （イ） 同一県内区域（上記（ア）の 場合を除きます。）でKDDI Area E thernet（エネルギーコム）サービ スを利用する場合には、2 （料金額）の（1）の①（1Gb/sの品 目のものを除きます。）及び（4 ）とそのイーサネット通信網契約 に応じて（2）を適用します。 （ウ） 当社の提供区域で（上記（ア ）及び（イ）の場合を除きます。 ）でKDDI Area Ethernet（エネル ギアコム）サービスを利用する場 合においては、2（料金額）の（1 ）の①（1Gb/sの品目のものを除き ます。）、（4）及び（5）とそ のイーサネット通信網契約に応じ て（2）を適用します。
プラン B	イーサネット 県内通信收容 網を使用してK DDI Area Ethe rnet（エネル ギアコム）サ ービスを利用 する場合	2（料金額）の（1）の②とそのイー サネット通信網契約に応じて（2）を 適用します。
プラン C	イーサネット 県間通信收容 網を使用してK DDI Area Ethe rnet（エネル ギアコム）サ	2（料金額）の（1）の③とそのイー サネット通信網契約に応じて（2）を 適用します。

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>ービスを利用する場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">削除</td> </tr> </table>		ービスを利用する場合		削除												
	ービスを利用する場合																
削除																	
(4) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 帯域の確保による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコノミークラス</td> <td>下記以外のもの</td> </tr> <tr> <td>スタンダードライトクラス</td> <td>網内（利用回線収容部（利用回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）と収容局設備（イーサネット区域通信収容網に係るものを除きます。）の間とします。以下同じとします。）において、128kb/sの帯域を確保するもの</td> </tr> <tr> <td>スタンダードクラス</td> <td>網内において、256kb/sの帯域を確保するもの</td> </tr> <tr> <td>スタンダードプロクラス</td> <td>網内において、512kb/sの帯域を確保するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 削除</p> <p>2 スタンダードライトクラス、スタンダードクラス及びスタンダードプロクラスは、12Mb/s及び24Mb/sの品目に限り提供します。</p> <p>イ 利用回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話重畳タイプ</td> <td>第2種アクセス回線に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき</td> </tr> <tr> <td>電話非重畳タイプ</td> <td>第2種アクセス回線に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <p>1 削除</p> <p>2 「利用回線型サービス」とは、西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「利用回線型サービス」を、「契約者回線型サービス」とは、同契約約款に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。以下同じとします。</p> <p>3 契約者は、利用回線による区別の変更を請求することはできません。</p>	区 別	内 容	エコノミークラス	下記以外のもの	スタンダードライトクラス	網内（利用回線収容部（利用回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）と収容局設備（イーサネット区域通信収容網に係るものを除きます。）の間とします。以下同じとします。）において、128kb/sの帯域を確保するもの	スタンダードクラス	網内において、256kb/sの帯域を確保するもの	スタンダードプロクラス	網内において、512kb/sの帯域を確保するもの	区 別	内 容	電話重畳タイプ	第2種アクセス回線に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき	電話非重畳タイプ	第2種アクセス回線に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき
区 別	内 容																
エコノミークラス	下記以外のもの																
スタンダードライトクラス	網内（利用回線収容部（利用回線を収容するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）と収容局設備（イーサネット区域通信収容網に係るものを除きます。）の間とします。以下同じとします。）において、128kb/sの帯域を確保するもの																
スタンダードクラス	網内において、256kb/sの帯域を確保するもの																
スタンダードプロクラス	網内において、512kb/sの帯域を確保するもの																
区 別	内 容																
電話重畳タイプ	第2種アクセス回線に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき																
電話非重畳タイプ	第2種アクセス回線に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき																
(5) 最低利用期間内にイーサネッ	<p>ア KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスには、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった</p>																

<p>ト通信網契約の解除があった場合の料金の適用</p>	<p>場合は、第42条（定額利用料の支払義務）及び料金表通則2から4の規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="491 398 1361 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 398 1037 483">区 分</th> <th data-bbox="1037 398 1361 483">支払を要する料金の額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 483 1037 651">1 イーサネット通信網契約の解除があった場合</td> <td data-bbox="1037 483 1361 651">残余の期間に対応する料金（加算額を除きます。）に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 651 1037 1021">2 KDDI Area Ethernet（エネルギーアコム）サービスの品目（アクセス回線、県内中継回線、又は県間中継回線群の品目に限ります。以下同じとします。）の変更又はアクセス回線の移転があった場合（変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。）</td> <td data-bbox="1037 651 1361 1021">左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 2 欄の場合における料金の算定は、次のとおり適用します。</p> <p>(ア) アクセス回線の品目の変更と同時にそのアクセス回線の設置場所において、アクセス回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のアクセス回線の料金を合算して行います。</p> <p>(イ) 県間中継回線の品目の変更等における残額の算定は、その県間中継回線群に所属する県間中継回線のうち品目の変更及び解除を行った県間中継回線の品目、並びにその県間中継回線群を使用して相互に通信をすることができる新設の県間中継回線の品目を合算したうえで、県間中継回線群の品目及び料金を算出して行います。</p>	区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）	1 イーサネット通信網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する料金（加算額を除きます。）に相当する額	2 KDDI Area Ethernet（エネルギーアコム）サービスの品目（アクセス回線、県内中継回線、又は県間中継回線群の品目に限ります。以下同じとします。）の変更又はアクセス回線の移転があった場合（変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。）	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額			
区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）									
1 イーサネット通信網契約の解除があった場合	残余の期間に対応する料金（加算額を除きます。）に相当する額									
2 KDDI Area Ethernet（エネルギーアコム）サービスの品目（アクセス回線、県内中継回線、又は県間中継回線群の品目に限ります。以下同じとします。）の変更又はアクセス回線の移転があった場合（変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。）	左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額									
<p>(6) 当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局を端末とするアクセス回線に係る料金の適用</p>	<p>アクセス回線の終端の場所を当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱局内とするもののアクセス回線料（アクセス回線A、アクセス回線B（イーサネット伝送方式であって、0.5Mb/s～9Mb/sの品目のものを除きます。）及びアクセス回線Cに係る第1種アクセス回線に限ります。）については、2（料金額）の（1）の額からイーサネット通信網サービス取扱局内に終端する1の終端ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="475 1854 1409 2016"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="475 1854 1409 1895">月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="475 1895 708 1935">方式</th> <th data-bbox="708 1895 1126 1935">品目</th> <th data-bbox="1126 1895 1409 2016">料金の減額（税抜価格） （税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1935 708 2016"></td> <td data-bbox="708 1935 1126 2016"></td> <td data-bbox="1126 1935 1409 2016"></td> </tr> </tbody> </table>	月額			方式	品目	料金の減額（税抜価格） （税込価格）			
月額										
方式	品目	料金の減額（税抜価格） （税込価格）								

	イーサネット 伝送方式	0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s (1Mb/s毎)、20Mb/s～10 0Mb/s (10Mb/s毎) 200Mb/ s～1Gb/s (100Mb/s毎)	58,000円 (63,800円)									
(7) 削除												
(8) 削除												
(9) 削除												
(10) 長期継続利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、契約者から、そのKDDI Area Ethernet (エネルギーコム) サービスに係る契約者回線等について、次表に定める期間の継続利用 (以下この欄において「長期継続利用」といいます。) の申出があった場合には、その期間における料金については、2 (料金額) (1)、(3)、(4) 又は(5) の額 (この表の(8) 欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。) から次表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用 する期間</th> <th>料金の減額 (税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利 用</td> <td>3年間</td> <td>2 (料金額) (1)、(3)、 (4) 又は(5) の額に0.07 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利 用</td> <td>6年間</td> <td>2 (料金額) の(1)、(3) 、(4) 又は(5) の額に0.1 1を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日 (イーサネット通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線等の提供を開始した日) から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間 (以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。) には、契約者回線等の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、そのイーサネット通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類</p>			種 類	継続して利用 する期間	料金の減額 (税抜価格)	(ア) 3年利 用	3年間	2 (料金額) (1)、(3)、 (4) 又は(5) の額に0.07 を乗じて得た額	(イ) 6年利 用	6年間	2 (料金額) の(1)、(3) 、(4) 又は(5) の額に0.1 1を乗じて得た額
種 類	継続して利用 する期間	料金の減額 (税抜価格)										
(ア) 3年利 用	3年間	2 (料金額) (1)、(3)、 (4) 又は(5) の額に0.07 を乗じて得た額										
(イ) 6年利 用	6年間	2 (料金額) の(1)、(3) 、(4) 又は(5) の額に0.1 1を乗じて得た額										

	<p>の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの品目の変更等によりそのイーサネット通信網契約に係る料金の額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる料金の額に消費税相当額を加算した額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="478 728 1396 1108"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 728 758 772">区 分</th> <th data-bbox="758 728 1396 772">支払いを要する料金の額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 772 758 974">(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合</td> <td data-bbox="758 772 1396 974">残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 974 758 1108">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="758 974 1396 1108">残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要する料金の額（税抜価格）	(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する料金の額（税抜価格）						
(ア) 品目の変更等により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額						
(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係る契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービス（第2種アクセス回線に係るもの及び付加機能に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（そのイーサネット通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第52条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービス（そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る料金（以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の料金の取扱いについては、当社は第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第35条（接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 第37条（利用休止）第1項の規定によりKDDI Area Etherne</p>						

ト（エネルギーコム）サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定するアクセス回線料、区域通信限定收容局設備料、県内中継回線料、県間中継回線群料及び加算額の合計額（この表の（1）欄から（10）欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上 1 時間未満	3 %
1 時間以上 2 時間未満	1 0 %
2 時間以上 4 時間未満	2 0 %
4 時間以上 6 時間未満	3 0 %
6 時間以上 8 時間未満	4 0 %
8 時間以上 48 時間未満	5 0 %
48 時間以上	1 0 0 %

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるそのイーサネット通信網契約に係る故障回復時間返還基準額（その暦月において料金表通則の3の規定する場合が生じたときは、適用した後の額とします。）の額（第42条（定額利用料の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

（イ）その暦月がKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供を開始した暦月であって、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、そのKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還しま

	<p>す。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(12)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>
(12) サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet(エネルギアコム)サービスのうち、区域通信限定收容局設備を使用する契約者回線群の契約者に限り、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が20ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2(料金額)に規定するアクセス回線料(この表の(1)欄から(10)欄までの適用又は料金表通則の3の規定による場合(第42条(定額利用料の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るものを除きます。))は、適用した後の額とします。)に3%を乗じて得た額(以下この表において「遅延時間返還料金額」といいます。)をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのKDDI Area Ethernet(エネルギアコム)サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(11)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額及び遅延時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(13) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その第1種アクセス回線が收容されているイーサネット通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱(その第1種アクセス回線の一端に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>ただし、その第1種アクセス回線が異経路((14)の「異経路の線路」の部分)に限り、その部分に限ります。)によるものであるときは、区域外線路に係る加算額の支払いを要しません。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、第1種アクセス回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>
(14) 第1種アクセス回線が異経路となる場合の料金の適用	<p>ア その第1種アクセス回線が收容されているイーサネット通信網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>

(15) 復旧等に伴い第1種アクセス回線の経路を変更した場合の料金の適用	当社の設置した第1種アクセス回線を修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その第1種アクセス回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(16) 削除	
(17) 特別な電気通信設備の料金の適用	第1種アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。
(18) 回線接続装置の料金の適用	当社が回線接続装置を提供した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。
(19) 変復調装置の料金の適用	当社が変復調装置（帯域分離多重装置を含みます。以下同じとします。）を提供した場合、変復調装置に係る加算額を適用します。
(20) 配線設備の料金の適用	当社が配線設備を提供した場合に、配線設備の加算額を適用します。
(21) 回線終端装置の料金の適用	当社が回線終端装置を提供した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(22) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、2（料金額）（6）付加機能利用料に定める額を適用します。

2 料金額

(1) アクセス回線料

- ① アクセス回線Aに係るもの
イーサネット伝送方式のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月

額

品 目	料金額（税抜価格（税込価格））	
	第 1 種アクセス回線に係るもの	第 2 種アクセス回線に係るもの
10Mb/sのもの	98,000円 (107,800円)	98,000円 (107,800円)
100Mb/sのもの	248,000円 (272,800円)	—
1Gb/sのもの	650,000円 (715,000円)	—

- ② アクセス回線Bに係るもの
ア イーサネット伝送方式のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額（税抜価格（税込価格））	
	第 1 種アクセス回線に係るもの	
0.5Mb/sのもの	29,000円 (31,900円)	
1Mb/sのもの	36,000円 (39,600円)	
2Mb/sのもの	55,000円 (60,500円)	
3Mb/sのもの	70,000円 (77,000円)	
4Mb/sのもの	88,000円 (96,800円)	
5Mb/sのもの	105,000円 (115,500円)	
6Mb/sのもの	122,000円 (134,200円)	
7Mb/sのもの	138,000円 (151,800円)	
8Mb/sのもの	153,000円 (168,300円)	
9Mb/sのもの	167,000円 (183,700円)	
10Mb/sのもの	182,000円 (200,200円)	

20Mb/sのもの	210,000円 (231,000円)
30Mb/sのもの	237,000円 (260,700円)
40Mb/sのもの	263,000円 (289,300円)
50Mb/sのもの	291,000円 (320,100円)
60Mb/sのもの	318,000円 (349,800円)
70Mb/sのもの	345,000円 (379,500円)
80Mb/sのもの	372,000円 (409,200円)
90Mb/sのもの	399,000円 (438,900円)
100Mb/sのもの	426,000円 (468,600円)
200Mb/sのもの	800,000円 (880,000円)
300Mb/sのもの	950,000円 (1,045,000円)
400Mb/sのもの	1,100,000円 (1,210,000円)
500Mb/sのもの	1,250,000円 (1,375,000円)
600Mb/sのもの	1,400,000円 (1,540,000円)
700Mb/sのもの	1,550,000円 (1,705,000円)
800Mb/sのもの	1,700,000円 (1,870,000円)
900Mb/sのもの	1,850,000円 (2,035,000円)
1Gb/sのもの	2,000,000円 (2,200,000円)

イ 高速デジタル伝送方式のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

品 目	料金額（税抜価格（税込価格））
	第 2 種アクセス回線に係るもの
128kb/sのもの	33,000円

	(36,300円)
--	-----------

ウ 削除

- ③ アクセス回線Cに係るもの
ア イーサネット伝送方式のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料金額（月額）（税抜価格（税込価格））
	第1種アクセス回線に係るもの
0.5Mb/sのもの	80,000円 (88,000円)
1Mb/sのもの	96,000円 (105,600円)
2Mb/sのもの	119,000円 (130,900円)
3Mb/sのもの	144,000円 (158,400円)
4Mb/sのもの	167,000円 (183,700円)
5Mb/sのもの	185,000円 (203,500円)
6Mb/sのもの	202,000円 (222,200円)
7Mb/sのもの	220,000円 (242,000円)
8Mb/sのもの	237,000円 (260,700円)
9Mb/sのもの	255,000円 (280,500円)
10Mb/sのもの	272,000円 (299,200円)
20Mb/sのもの	340,000円 (374,000円)
30Mb/sのもの	384,000円 (422,400円)
40Mb/sのもの	428,000円 (470,800円)
50Mb/sのもの	460,000円 (506,000円)
60Mb/sのもの	491,000円 (540,100円)
70Mb/sのもの	517,000円 (568,700円)

80Mb/sのもの	543,000円 (597,300円)
90Mb/sのもの	566,000円 (622,600円)
100Mb/sのもの	588,000円 (646,800円)
200Mb/sのもの	1,100,000円 (1,210,000円)
300Mb/sのもの	1,400,000円 (1,540,000円)
400Mb/sのもの	1,700,000円 (1,870,000円)
500Mb/sのもの	2,000,000円 (2,200,000円)
600Mb/sのもの	2,300,000円 (2,530,000円)
700Mb/sのもの	2,600,000円 (2,860,000円)
800Mb/sのもの	2,900,000円 (3,190,000円)
900Mb/sのもの	3,200,000円 (3,520,000円)
1Gb/sのもの	3,500,000円 (3,850,000円)

イ 高速デジタル伝送方式のもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目	料金額（税抜価格（税込価格））
	第2種アクセス回線に係るもの
128kb/sのもの	44,000円 (48,400円)

ウ 削除

④ 削除

(2) 加算額

月額

料金種別	単 位	区 分	料金額 (税抜価格 (税込価格))

ア 区域外線路 使用料	アクセス回線 の各終端につ き100mまでご とに	メタル配線		700円 (770円)	
		光配線		1,000円 (1,100円)	
イ 異経路の 線路使用料	—	—		別に算定する実費	
ウ 特別電気 通信設備使 用料	—	—		別に算定する実費	
エ 回線接続 装置使用料	1台ごとに	イーサネット伝送方式の もの0.5Mb/s、1Mb/s～10M b/s (1Mb/s毎)、20Mb/s ～100Mb/s (20Mb/s毎)		5,000円 (5,500円)	
		高速ディ ジタル伝 送方式の もの	128kb/ sのも の	メタ ル配 線	4,700円 (5,170円)
				光配 線	13,000円 (14,300円)
オ イーサネ ット変換装 置使用料	1台ごとに	高速ディ ジタル伝 送方式の もの	128kb/sのもの	3,000円 (3,300円)	
カ 回線終端 装置使用料	1台ごとに	イーサネ ット伝送 方式のも の	200Mb/s～1Gb/ s (100Mb/s毎)のもの	60,000円 (66,000円)	
キ 配線設備 使用料	1配線ごとに	メタル配線		60円 (66円)	
		光配線		2,000円 (2,200円)	
ク 変復調装 置使用料	1台ごとに	電話重畳タイプに係るも の		500円 (550円)	
		電話非重畳タイプに係る もの		500円 (550円)	
備 考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。					

(3) 削除

(4) 県内中継回線料
 県内中継回線に係るもの

県内中継回線 1 回線ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格 (税込価格))
10Mb/sのもの	96,000円 (105,600円)
100Mb/sのもの	178,000円 (195,800円)

(5) 県間中継回線群料
 県間中継回線群に係るもの

県間中継回線群 1 回線群ごとに月額

品 目	料金額 (税抜価格 (税込価格))
20Mb/s	196,000円 (215,600円)
30Mb/s	245,000円 (269,500円)
40Mb/s	257,000円 (282,700円)
50Mb/s	268,000円 (294,800円)
60Mb/s	280,000円 (308,000円)
70Mb/s	291,000円 (320,100円)
80Mb/s	303,000円 (333,300円)
90Mb/s	315,000円 (346,500円)
100Mb/s	326,000円 (358,600円)
110Mb/s	338,000円 (371,800円)
120Mb/s	349,000円 (383,900円)
130Mb/s	361,000円 (397,100円)
140Mb/s	372,000円 (409,200円)
150Mb/s	384,000円 (422,400円)
160Mb/s	396,000円 (435,600円)

170Mb/s	407,000円 (447,700円)
180Mb/s	419,000円 (460,900円)
190Mb/s	430,000円 (473,000円)
200Mb/s	442,000円 (486,200円)
250Mb/s	482,000円 (530,200円)
300Mb/s	522,000円 (574,200円)
350Mb/s	561,000円 (617,100円)
400Mb/s	601,000円 (661,100円)
450Mb/s	641,000円 (705,100円)
500Mb/s	681,000円 (749,100円)
550Mb/s	721,000円 (793,100円)
600Mb/s	760,000円 (836,000円)
650Mb/s	800,000円 (880,000円)
700Mb/s	840,000円 (924,000円)
700Mb/sを超える50 Mb/sごとに 2200Mb/sまでの品目	840,000円(924,000円)に、700Mb/sを超 える50Mb/sまでごとに52,500円 (57,750円)を加算したもの

(6) 付加機能利用料

① 優先制御機能に係るもの

区分			単位	品目	種別	料金額 (税抜価格 (税込価格))
優 先 制 御 機	イーサネ ット通信 収容網及 びイーサ ネット通	イー サ ネ ッ	1 の ア ク セ	10Mb/ sまで のも の	アクセス回線の終 端からの方向（以 下「上り方向」と いいます。）	4,500円 (4,950円)
					アクセス回線の終	10,500円

能	信中継網において、フレーム又はIPパケットを、フレーム又はIPパケットごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって、転送する機能	ト 伝 送 方 式 の も の	ス 回 線 ご と に		端への方向（以下「下り方向」といいます。）	(11,550円)
				20Mb/sのもの	上り方向	6,000円 (6,600円)
					下り方向	14,000円 (15,400円)
				30Mb/sのもの	上り方向	9,000円 (9,900円)
					下り方向	21,000円 (23,100円)
				40Mb/sのもの	上り方向	12,000円 (13,200円)
					下り方向	28,000円 (30,800円)
				50Mb/sのもの	上り方向	15,000円 (16,500円)
					下り方向	35,000円 (38,500円)
				60Mb/sのもの	上り方向	18,000円 (19,800円)
					下り方向	42,000円 (46,200円)
				70Mb/sのもの	上り方向	21,000円 (23,100円)
					下り方向	49,000円 (53,900円)
				80Mb/sのもの	上り方向	24,000円 (26,400円)
					下り方向	56,000円 (61,600円)
				90Mb/sのもの	上り方向	27,000円 (29,700円)
					下り方向	63,000円 (69,300円)
				100Mb/sのもの	上り方向	30,000円 (33,000円)
下り方向	70,000円 (77,000円)					
備考	<p>1 当社は、契約者から請求があった場合にのみこの機能を提供します。</p> <p>2 優先制御機能は、イーサネット伝送方式（接続アクセスプランに係るものを除きます）のものであって、100Mb/s以下の</p>					

	もの限り、提供します。
--	-------------

第2 手続きに関する費用

料 金 種 別	単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円 (880円)
契約者数変更手数料	1回ごとに	800円 (880円)
備 考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 譲渡承認手数料は、契約者がイーサネット通信網契約に基づいてKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認を請求し、その承認を当社から受けたときに支払いを要します。 2 契約者数変更手数料は、契約者数の変更の請求をし、その承認を当社から受けたときに支払いを要します。 3 削除 		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第44条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事（アクセス回線接続工事、中継回線接続工事、契約者回線群の設定等に係る工事、品目の変更に係る工事、他社接続回線の相互接続に係る工事を除きます。）を施工する場合は、1の工事を除く他の工事に部分について1の工事につき税抜価格3,800円を減額します。この場合において、端末設備に係る工事における回線接続装置に係る工事と配線設備に係る工事を同時に施工する場合は、それらを合わせて1の工事とします。）</p>										
(2) 区別又は品目の変更、端末設備の移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	<p>区別又は品目の変更の場合の工事費は、変更後の区別又は品目に対応する設備に関する工事に適用し、端末設備の移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事（取替えに係る工事を含みます。）について適用します。</p>										
(3) 工事の適用区分	<p>工事費の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア アクセス回線接続工事</td> <td>アクセス回線を收容局設備に接続する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 中継回線接続工事</td> <td>県内中継回線をイーサネット域内通信收容網に係る收容局設備及び県内中継局設備に接続する場合、又は県間中継回線を県内中継局設備及び県間中継局設備に接続する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 回線終端装置に係る工事</td> <td>回線終端装置の設置、移転又は取替の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、品目の変更等（回線接続装置又はイーサネット変換装置又は変復調装置の設定変更及び取替えを伴う場合）、移転、接続変更又は一時中断の再利用、及び第1種アクセス回線の移転等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア アクセス回線接続工事	アクセス回線を收容局設備に接続する場合に適用します。	イ 中継回線接続工事	県内中継回線をイーサネット域内通信收容網に係る收容局設備及び県内中継局設備に接続する場合、又は県間中継回線を県内中継局設備及び県間中継局設備に接続する場合に適用します。	ウ 回線終端装置に係る工事	回線終端装置の設置、移転又は取替の工事を要する場合に適用します。	エ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更等（回線接続装置又はイーサネット変換装置又は変復調装置の設定変更及び取替えを伴う場合）、移転、接続変更又は一時中断の再利用、及び第1種アクセス回線の移転等の場合に適用します。
工事の区分	適 用										
ア アクセス回線接続工事	アクセス回線を收容局設備に接続する場合に適用します。										
イ 中継回線接続工事	県内中継回線をイーサネット域内通信收容網に係る收容局設備及び県内中継局設備に接続する場合、又は県間中継回線を県内中継局設備及び県間中継局設備に接続する場合に適用します。										
ウ 回線終端装置に係る工事	回線終端装置の設置、移転又は取替の工事を要する場合に適用します。										
エ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、品目の変更等（回線接続装置又はイーサネット変換装置又は変復調装置の設定変更及び取替えを伴う場合）、移転、接続変更又は一時中断の再利用、及び第1種アクセス回線の移転等の場合に適用します。										

	オ 契約者回線群の設定等に係る工事	契約者回線群の設定及び変更の場合に適用します。
	カ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断等を行う場合に適用します。
	キ 品目の変更に係る工事	契約者回線について、品目変更（端末設備の変更及び取替を伴わない場合）を行う場合に適用します。
	ク 他社接続回線の相互接続点に係る工事	他社接続回線（第2種アクセス回線であるものに限り）の相互接続点における工事に適用します。
	ケ 削除	
	コ 削除	
	サ 付加機能に係る工事	付加機能の利用開始、変更、一時中断及び一時中断の再利用の場合に適用します。

2 工事費の額

1の工事ごとに

工事の種類			工事費の額 (税抜価格(税込価格))	
			メタル配線	光配線
アクセス回線接続工事			2,000円 (2,200円)	2,000円 (2,200円)
中継回線接続工事			—	4,300円 (4,730円)
回線終端装置に係る工事			—	20,000円 (22,000円)
端末 設備 に係 る工 事	第2 種ア クセ ス回 線の もの	回線接続装置に係る工事	8,000円 (8,800円)	8,000円 (8,800円)
		配線設備に係る工事	4,000円 (4,400円)	12,000円 (13,200円)
契約者回線群の設定等に係る工事			500円 (550円)	
利用の一時中断に係 る工事	第2種アクセス 回線のもの		6,500円 (7,150円)	
品目の変更に係る工 事	第2種アクセス 回線のもの		2,400円 (2,640円)	
他社接続回線の相互 接続点に係る工事	下記以外のもの		3,000円 (3,300円)	
	西日本電信電話 株式会社に係る もの		2,000円 (2,200円)	
備 考				
<p>1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。この場合の実費の算定方法は、料金表通則に定める設備費の場合に準ずるものとします。</p> <p>2 「回線収容替え」とは西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 優先制御機能に係る工事について、同一のアクセス回線において、上り方向と下り方向を同時に施工する場合は、それらを合わせて1の工事とします。</p>				

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第45条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容					
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（異経路による設備費の支払いを要することとなる場合を除きます。）について適用します。</p> <p>イ 移転後の第1種アクセス回線の終端が加入区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>					
(2) 線路設置費の差額負担	<p>契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネット通信網契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet（エネルギーコム）サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）		

2 線路設置費の額

1 アクセス回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税抜価格 (税込価格))
メタル配線	58,000円 (63,800円)
光配線	83,000円 (91,300円)

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第46条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	<p>設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>(ア) 異経路の線路の部分</p> <p>(イ) 特別な電気通信設備の部分</p>
備考	特別な電気通信設備の部分には、KDDI Area Ethernet（エネルギーコム）

サービスの品目の変更又は第1種アクセス回線の移転等により新設する部分を含みます。

2 設備費の額

単 位	内 容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。	

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記14（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（支払証明書発行手数料）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 支払証明書発行手数料

区 分	単 位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)
備考		
1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表 基本的な技術的事項

1. イーサネット伝送方式のもの

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s (1Mb/s毎)、20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s毎)	8ピンコネクタ ISO標準IS8877準拠	IEEE802.3 10BASE-T準拠 又はIEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 (注)

(注) 伝送速度が10Mb/sを超えるものについては、IEEE802.3u 100BASE-TXに準拠。

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件	相互接続回路
0.5Mb/s、1Mb/s～10Mb/s (1Mb/s毎)、20Mb/s～100Mb/s (10Mb/s毎)	F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3u 100BASE-FX準拠

(注) 第2種アクセス回線については、その他社接続回線に係る協定事業者の定めるところによります。

ウ 当社が回線終端装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
200Mb/s～ 1Gb/s (100Mb/s 毎)	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125及び SGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z 100BASE-SX準拠

2. 高速デジタル伝送方式のもの

ア 削除

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路
128kb/s	8ピンコネクタ ISO標準IS8877準拠	IEEE802.3 10BASE-T準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠

(注) 第2種アクセス回線については、その他社接続回線に係る協定事業者の定めるところによります。

3. 削除

附 則

(実施期日)

この約款は平成19年4月4日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成20年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記14の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日より実施します。
(経過措置)
- 2 削除 (経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成26年6月1日付附則第2項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。